

飯田市宿泊施設燃料価格高騰対策支援事業補助金

1 現状

宿泊事業者に関しては、県により「県民支えあい信州割 SPECIAL 宿泊割」が実施されているほか、市としてもこれまでに各種支援金等を交付し支援してきたが、コロナ禍からの回復は道半ばの状況が続いている。

加えて、他の業種に比して施設規模が多く、且つ、宿泊客の多寡に関わらず空調湯沸等を稼働しなくてはならない宿泊業の特性から、今般の国際情勢等に起因する原油価格高騰の影響は、他産業に比して大きく、コロナ禍からの回復を阻む大きな要因となっている。

こうした現状を踏まえ、コロナ禍における原油価格高騰の影響を大きく受けている宿泊事業者に対し、燃料費の値上がり分の一部を補助し、負担軽減を図り事業継続を支援する。

2 飯田市宿泊施設燃料価格高騰対策支援事業補助金について

(1) 主旨

市内宿泊施設における燃料価格高騰の負担軽減を図り、今後の事業継続を支援するため、燃料費等の値上がり分の一部を補助する「飯田市宿泊施設燃料価格高騰対策支援事業補助金」を実施する。

(2) 対象者

市内に宿泊施設を有する法人及び個人事業主

(3) 対象経費

令和4年4月1日から9月30日までの各月に宿泊施設等で使用した次の燃料等
・灯油、重油、LPガス、都市ガス、電気

(4) 補助金額

上記期間に使用した燃料等の使用量に、各燃料等の支援単価を乗じた合計額
(1ヶ月上限20万円、千円未満切り捨て)

※1ヶ月の上記補助金額が5万円以上の事業者を補助対象とする。

※使用量：月ごとに領収書がある場合は領収書記載の購入量

まとめ購入の場合は購入前後の領収書との差から月平均使用量を算出

(5) 申請期間

令和4年7月1日(金)～令和4年11月30日(水)